

令和6年能登半島地震に伴う 住宅の緊急の修理制度について(災害救助法)

令和6年能登半島地震により屋根等に被害を住家には、降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等をつける場合、その費用について補助が受けられます。

- ・雨漏り又は雨漏りの恐れがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の進入の防御

制度利用に当たっては、被災箇所・修理が分かる写真が必要となりますので、**必ず写真を撮影しておいてください。**

また、この制度については、**修理費用を市が施工業者に直接支払う制度となっています。※施工業者は申込者で手配してください。**

■対象

屋根、外壁、建具(窓や玄関)等に損傷があり、雨漏りの可能性がある「準半壊以上」(相当)と判断された住家の方

※「準半壊以上」(相当)の判断は、被害を受けた方が持参した写真で判断します。

必ず写真を撮影してください。

※り災証明書は不要です。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

■完了期間

令和6年1月1日から3カ月以内(令和6年3月31日まで)※完了期限を延長しました。

■支援内容

(限度額)1世帯あたり5万円以内※費用は加賀市から施工業者に直接支払い
(対象費)雨漏りに対応するためのブルーシート等の施工にかかる費用

■申込み手続き

緊急の修理申込書に必要な書類を添付し、加賀市建築課までご提出ください。

※加賀市のホームページから様式をダウンロードできます。

市役所窓口でも配布します。

問い合わせ先(書類提出先)

加賀市役所 建設部 建築課

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地

TEL:0761-72-7934 FAX:0761-72-7212